

会津大学上級准教授の呼称付与に関する規程

(平成19年2月26日規程第83号)

改正 平成29年2月22日規程第29号

(目的)

第1条 この規程は、上級准教授の呼称を付与することについて、必要な事項を定める。

(対象)

第2条 上級准教授の呼称は、会津大学学則第7条に規定する准教授の職にある者のうち、教育研究上の優れた能力があると認められる者に付与する。

(手続き)

第3条 呼称の付与は、部局長会議の議を経て理事長が決定する。

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成19年3月31日において助教授の職にある者については、第3条の規定にかかわらず、上級准教授の呼称を付与する。
- 3 平成19年3月31日までに教育研究審議会において助教授として採用又は昇任することが決定された者については、第3条に規定する教育研究審議会の議を経たものとみなす。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。